

○砺波市中小企業新型コロナウイルス感染症に関する金融支援に係る保証料助成
金要綱

令和2年3月12日

告示第35号

改正 令和2年5月1日告示第107号

(目的)

第1条 この要綱は、市内に主たる事務所又は営業所を有する中小企業者が、新型コロナウイルス感染症に関する金融支援として実施されている富山県経済変動対策緊急融資新型コロナウイルス感染症対策枠及び富山県新型コロナウイルス感染症対応資金（以下「新型コロナウイルス感染症関連融資」という。）を受ける際に支払う信用保証料（以下「保証料」という。）の助成を行うことにより、中小企業の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 保証協会 富山県信用保証協会をいう。

(助成金の交付対象者)

第3条 保証料の助成金を受けることができる者は、新型コロナウイルス感染症関連融資を受ける際に保証協会の保証を受け、かつ、当該保証料を支払った者で、次に掲げる要件のすべてを満たした者とする。

- (1) 市内に主たる事業所又は営業所を有していること。
- (2) 市税等を滞納していないこと。

(助成金の交付対象となる保証料)

第4条 助成金の交付対象となる保証料は、新型コロナウイルス感染症関連融資を受けてから令和4年3月31日までに支払った保証料とする。ただし、新型コロナウイルス感染症関連融資の期間に準ずるものとする。

(助成金の額)

第5条 市長は、予算の範囲内において、助成金の交付対象者が支払った保証料（融資後の条件変更、償還の遅延等に係るものを除く。）の全額に相当する額（1,000

円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額)を交付するものとする。ただし、10万円を限度とする。なお、各融資制度の交付については、1事業者に対し、1回を限度とする。

(助成金の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、砺波市中小企業新型コロナウイルス感染症に関する金融支援に係る保証料助成金申請書(様式第1号)その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

(助成金の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、相当と認めるときは砺波市中小企業新型コロナウイルス感染症に関する金融支援に係る保証料助成金交付決定書(様式第2号)により申請者に交付の決定を通知し、助成金を交付する。

(取消し又は返還)

第8条 市長は、保証料の助成を受ける者が、第1条の目的以外に転用するなど不当な点があると認めるときは、保証料の助成を取り消し、又は返還を命ずることができる。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年5月1日告示第107号)

この告示は、令和2年5月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

砺波市中小企業新型コロナウイルス感染症に関する金融支援に係る保証料助成金
交付申請書

年 月 日

砺波市長 あて

申請者住所

名称

代表者名

㊞

電話番号

砺波市中小企業新型コロナウイルス感染症に関する金融支援に係る保証料助成金要綱
第6条の規定により保証料の助成を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

融資制度の名称			
融資額	円	資金用途	
融資期間	年 月 日	～	年 月 日（年）
保証料	円	金融機関名	
保証料助成金申請額	保証料納入額 (円) × 1 = 円 (1,000円未満切捨) (限度額100,000円)		
希望する助成金振込口座			
金融機関名	<u>銀行・信用金庫</u>	フリガナ	
	<u>信用組合・農協</u>	口座名義	
	<u>本店・支店・出張所</u>	口座番号	
	<u>本所・支所</u>	(普通・当座)	
添付書類			
(1) 市税等納付（納入）状況確認承諾書			
(2) 信用保証書の写し			

様式第2号（第7条関係）

砺波市指令第 号

申請者住所
名称
代表者名

砺波市中小企業新型コロナウイルス感染症に関する金融支援に係る保証料助成金
交付決定書

年 月 日付け申請のあった保証料助成金について、砺波市中小企業新型コロナウイルス感染症に関する金融支援に係る保証料助成金要綱第7条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

砺波市長



交付決定額 金 _____ 円

様式第 1 号 (第 6 条関係)

様式第 2 号 (第 7 条関係)